

大分市週休2日工事に関するQ&A

令和5年4月

【建築・設備（プラント設備含む）編】

Q 1 夏季休暇、年末年始休暇とはどの日をいうのでしょうか。

A 1 夏季休暇、年末年始休暇は次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。原則として、下記の日数を連続して取得して下さい。

- ・夏季休暇：3日間（8月）
- ・年末年始休暇：6日間（12月下旬から1月上旬）

Q 2 どの期間において4週8～6休の休日を確保する必要があるのでしょうか。

A 2 対象期間（※）において4週8～6休の現場閉所を確保する必要があります。

なお、休日は、2日以上連続する日と定める必要はありません。

※「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいいます。なお、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。

Q 3 工期が不足する場合、工期延期はできるのでしょうか。

A 3 週休2日の実施を理由とした工期延期は認められません。当初の工期は4週8休を考慮して設定しています。ただし、現場条件等の相違によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延期協議を行ってください。

【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のような条件など

- ・作業時間の制限を受ける工事
- ・隣接工区との工程調整が必要な工事
- ・他機関との調整により作業できない期間が生じた場合など

Q 4 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのでしょうか？

A 4 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで監督員へ、取りやめる協議をしてください。

なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合（4週6休未満となった場合）は、労務費等の補正対象となりません。

Q 5 対象工事を受注し、週休 2 日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか？

A 5 対象工事は、週休 2 日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで受発注者間で協議が調い、実施するものです。したがって、週休 2 日工事を実施しなかった場合に、工事成績評定において減点等のペナルティーはありません。

Q 6 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、すべての工事において実施する合意が必要でしょうか？

A 6 合意の必要はありません。各発注工事単位で週休 2 日工事としての取組むことになります。

ただし、統括安全衛生責任者が必要な工事において、選任した受注者が現場閉所の日となる場合は、他の受注者から代理者を選任する必要がありますので、現場の体制について必要な調整を行ってください。

Q 9 当日の急な降雨、降雪等により現場閉所とする場合、休日に変更できますか？

A 9 休日とは 1 日を通して現場閉所することといい、受注者ごとに建設現場及び現場事務所における一切の作業を行わないことを指します。作業する予定日に急な降雨等により現場閉所とする場合は、現場作業しない旨を、必ず事前（事後は認めない）に監督員にメールまたはファクシミリ等により連絡していただき、休日扱いとします。

なお、この場合、当初予定していた休日の日と振替えることができます。

Q 10 昼間・夜間作業が混在する工事の休日は、どのように考えればよいですか？

A 10 24 時間以上の現場閉所が確保できた場合、休日として取り扱います。この場合、勤務開始日を出勤日とし、例えば、木曜日の 22 時から金曜日の 6 時の施工は、木曜日の出勤として取扱います。

なお、土曜日の 6 時以降の現場の再開ならば、金曜日は休日とみなします。

Q 11 祝日、夏期休暇及び年末年始休暇並びに振替休日は、休日として計上できるのでしょうか？

A 11 祝日は、現場閉所の対象となります。夏期休暇、年末年始休暇が、土曜日、日曜日と重なった分は、休日として計上できます。日曜日と祝日が重なり、月曜日が振替休日となる場合において、月曜日を現場閉所日とした際には休日として計上できます。

Q 1 2 現場閉所日に現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検を行った場合は、休日として計上できるのでしょうか。

A 1 2 受注者ごとに行われる現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検については、保守点検等の現場管理上必要な作業であるため、休日として計上できます。

- 【例】・コンクリート養生、レイタンス除去作業等の品質確保上最低限の作業
- ・立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止作業
 - ・安全パトロール、保守点検
 - ・見学会、地元協議対応
 - ・交通誘導警備
 - ・その他、監督員が必要と認めた作業 など

Q 1 3 その建設現場以外（受注者の社屋等）で勤務した場合の扱いはどのようになるのでしょうか？

A 1 3 現場閉所は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が 1 日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。

Q 1 4 現場閉所の考え方を教えて下さい。

A 1 4 対象期間において、4週間（28日間）を1サイクルとして、その間に取得した休日の日数を現場閉所と判断します。最終サイクルが、4週間（28日間）に満たない場合は、最終サイクル中の土曜日、日曜日の日数分を取得して下さい。

例として、別途、「休日等の考え方（例）」に考え方を記載しますので、参考として下さい。

Q 1 5 対象工事を受注し、週休2日を実施する工事としたが、4週6休以上を確保できなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか？

A 1 5 4週6休以上が達成できなかった場合においても、工事成績評定において減点等のペナルティーはありません。

Q 1 6 4週8休を目標として計画工程表を提出しましたが、現場閉所状況が4週6休となってしまった場合は、どのようになるのでしょうか？

A 1 6 現場閉所状況が4週6休の補正の取扱いとします。逆に、4週6休を目標として計画工程表が提出され、現場閉所状況が4週8休であった場合は、4週8休の補正の取扱いとします。そのため、計画と実施が異なった場合は、速やかに監督員と協議をお願いします。

なお、対象期間において、サイクル毎の休日形態が変わる場合は、達成の判断は最低の休日形態とします。

Q 1 7 変更契約で労務費等を補正する場合、どの時点で週休2日実施の可否を判断すればよいですか？

A 1 7 最終変更の協議時点で、それまでの実績を踏まえ、達成見込みを判断します。ただし、最終変更後、工事完成日までに所定の現場閉所を下回らないよう留意する必要があります。

Q 1 8 最終変更契約後に現場閉所が契約内容を下回った場合（見込み含む）は、どうすればよいですか？

A 1 8 労務費等の補正率が変わりますので、契約を変更する必要があります。受注者は、発注者に対してすみやかに変更を申し出る必要があります。

Q 1 9 変更契約で労務費等を補正する場合、積算における市場単価などの取扱いはどのようになるのでしょうか？

A 1 9 建築工事市場単価を除く市場単価及び営繕工事における見積単価については補正の対象外となります。